

弁護士・井上先生にうかがいました

矯正歯科の治療契約や治療についての 法的解釈を知り、適切な対処を



銀座清和法律事務所 弁護士
井上 雅弘 先生

■注意ポイント1

必ず契約書を取り交わしましょう

「矯正歯科治療の契約は、一般的な医療治療と同様に『準委任契約』になります。これは治療の結果に対するものではなく、治療の過程でその対価を支払うことを約束する契約のことで、契約書などの書面がなくても成立します。つまり、口頭でも契約が成立してしまうので、患者さんは、まずそこに注意が必要です。患者サイドが法的リスクを可能な限り回避するには、契約書を用意している矯正歯科を選択することをおすすめします。

また、治療契約書の内容は十分に確認し、不明なことはその場で矯正歯科医に質問し、理解しておきましょう。契約書を提示されたその場で締結する必要はないため、日数をおいて検討するのもよいと思います」

■注意ポイント2

不利益な規定がないか、事前に契約書の確認を

「民法上の規定では、受任者（＝術者）は、受任事項を履行した後でなければ、報酬を請求できません。つまり、報酬は後払いが原則。途中でやめても未治療部分の返金はされます。そのため、たとえば契約書の中に「途中で治療をやめても返金はない」と書かれていたとしても『消費者契約法』（消費者の利益を守るための規定）が適用され、契約書は無効になる可能性が高くなります。

ただし、歯科医側は契約書を根拠に返金を拒むことがあり、そうすると無用なトラブルの原因に。契約書を交わすときには、こうした規定がないかを確認しておくことが大切です」

■注意ポイント3

清算目安についても事前にチェックを

「医療的な観点からみた場合、今やめるべきではないという考えはあると思いますが、法的な観点では治療の途中でであっても患者さんは自由に治療を中止できます。そのため、例えば一括で前払いをした患者さんが、治療が半分程度進んだところで中断しても半額を返してもらえるのが基本ですが、実際には歯科医側としても使用した装置の実費や検査費用といった諸費用があるため、まったくの半額ではない可能性も。いずれにしても、返金の金額は中断時における実施済みの割合がどれくらいかが重要です。

なお、『アライナー』（写真）を用いた治療は治療開始時にマウスピース状の装置を作製するため、仮に契約締結してすぐ中止を申し出ても、作製した装置の製作料は返金されないので注意しましょう」

●アライナー

弾力性のある薄い透明なプラスチックでできたマウスピース状の装置。患者さん自身で取り外しができる。



矯正歯科医会からの提案

治療契約に関するトラブルを未然に防ぐために

本会では、安心して矯正歯科治療を受けていただくために「6つの指針」と「7つの提言」を示しています。

■信頼できる矯正歯科を見極めるための「6つの指針」

- 1 頭部X線規格写真（セファログラム）検査をしている
- 2 精密検査を分析・診断した上で治療をしている
- 3 治療計画、治療費用について詳細に説明をしている
- 4 治療中の転医、その際の治療費精算まで説明をしている
- 5 常勤の矯正歯科医がいる
- 6 専門知識がある衛生士、スタッフがいる

■安心できる矯正歯科治療契約のための「7つの提言」

- 1 治療開始前には必ず治療契約書を取り交わしましょう
- 2 治療契約書の内容を理解し、納得してから契約しましょう
- 3 通院できなくなった場合に備えて、転医の方法、治療中止時の治療費の取り扱いを含む、事後対応について説明を受けましょう
- 4 モニター治療、セミナーを利用した相談会などの体裁を取った不適切な治療勧誘に注意しましょう
- 5 契約前に治療費の支払い方法についても確認しましょう
- 6 契約内容に変更が生じた場合は変更箇所を書面で確認しましょう
- 7 契約書と領収書を確認・保存しましょう

ほかにも、やむを得ない場合の転医をサポートする制度や、目安となる返金の基準の提示、契約書のひな形を作成し所属会員への周知を図るなど、本会ではさまざまな取り組みを行っています。

くわしくは公式ホームページをご覧ください。

転医について



返金の基準について





公益社団法人
日本臨床矯正歯科医会
Japanese Association of Orthodontists

歯と歯並びの ニュース"レター Vol.15

発行元
公益社団法人日本臨床矯正歯科医会
〒107-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9
(一財)口腔保健協会内
TEL.03-3947-8891 FAX.03-3947-8341
<https://www.jpao.jp/>
2024.10.1 発行



2024年3月のプレスセミナーより

矯正歯科治療トラブルの大きな原因 ―矯正歯科治療契約―

矯正歯科専門開業医の全国組織である公益社団法人日本臨床矯正歯科医会(会長:陶山肇)では、2024年3月21日(木)、メディア各社に向けて「矯正歯科治療トラブルの大きな原因 ―矯正歯科治療契約―」と題したセミナーを開催しました。今回は、その内容を踏まえ、治療に際してトラブルになりがちな問題と、その回避策を専門家の話を交えてご紹介します。

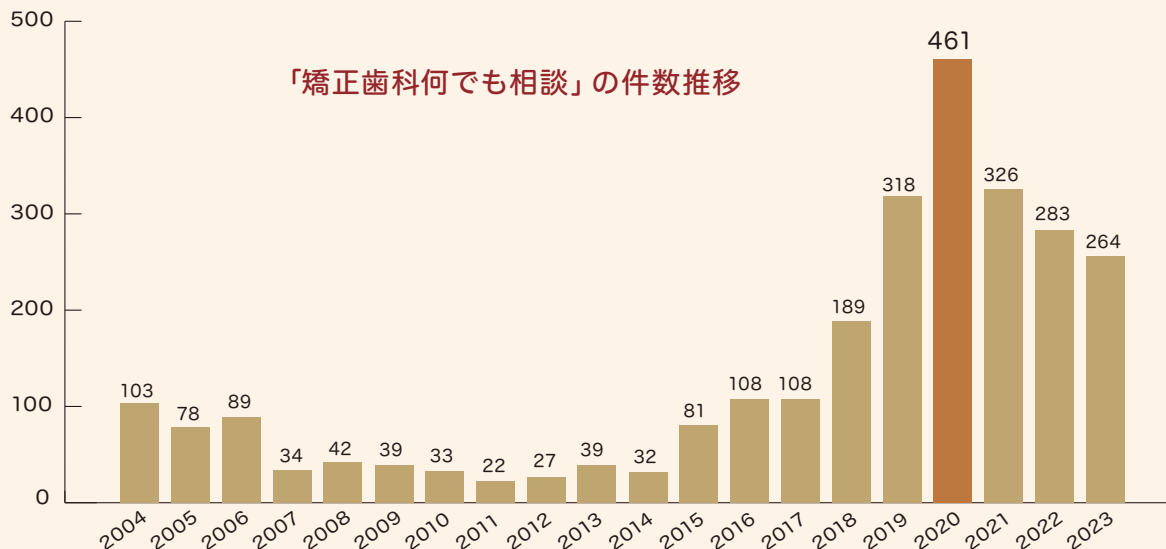
矯正歯科治療の広がりとともに 増加するトラブル相談

安定した咬合を維持することは歯科疾患の予防につながるとともに、口呼吸の改善や歯周病のリスクを下げるなど、さまざまなメリットがあります。こうした点が周知されてきたことで、昨今、成長期の子どもからシニアまで幅広い世代で矯正歯科治療を受ける人が増えてきています。同時に、治療契約トラブルも目につくようになりました。その傾向は、日本臨床矯正歯科医会(以下、



矯正歯科医会)が公式ホームページ上に開設している「**矯正歯科何でも相談**」(※)の相談件数からも顕著です。コロナ禍の2020年度に寄せられた件数は461件と過去最多。その後、受付内容などの改定によって多少減少はしたものの、2023年度も200件以上の相談が寄せられています。

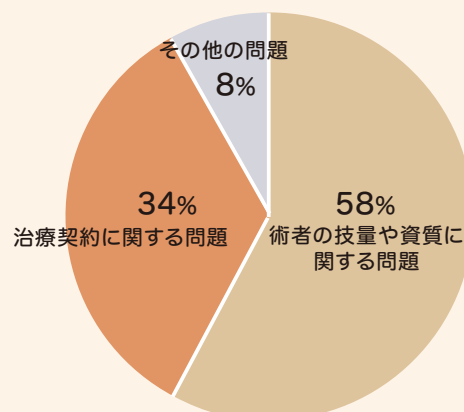
※2004年3月からスタートした無料オンライン相談の窓口



「治療契約に関する問題」が原因の トラブルが全体の34%

同窓口寄せられた相談からトラブルの原因を大別すると、最も多いのは、治療の経過や結果への不満など「術者の技量や資質に関する問題」で、次いで転医や治療の中止に関することなど「治療契約に関する問題」となっています。その中で今回は「矯正歯科治療の契約」に焦点をあて、その回避策についてご紹介します。

トラブルの原因



「矯正歯科何でも相談」についてはこちらをチェック!

